

平成20年度自動車騒音常時監視結果について

1 目的

騒音に係る環境基準の類型を当てはめた地域において自動車騒音の常時監視を行い、自動車騒音の実態を把握することを目的とする。

2 調査方法

騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成12年4月環境庁大気保全局）」に準拠して行った。

3 調査結果

平成20年度の調査結果は、別表のとおりである。

調査を行った7路線で面的評価を実施した結果、全戸で昼間・夜間ともに基準値を達成していたのは5路線であった。

表 平成20年度自動車騒音常時監視結果

測定地点	路線名	測定年月日	車線数	評価 区間 延長 (km)	測定地 点の環 境基準 類型	測定結果 (dB)		評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間 とも 基準値以下 b	昼間のみ 基準値以下 c	夜間のみ 基準値以下 d	昼間・夜間 とも 基準値超過 e
						昼間	夜間					
弘前市 新寺町	岩崎西目屋弘前線	9/11～9/12	2	2.6	B	65	59	390	390	0	0	0
弘前市 撫牛子	弘前環状線	9/11～9/12	2	0.2	B	66	57	30	30	0	0	0
黒石市 寺小路	黒石停車場線	9/17～9/18	2	0.4	C	61	53	53	53	0	0	0
五所川原市 田町	一般国道 339 号	9/17～9/18	2	2.8	C	65	57	486	486	0	0	0
十和田市 元町東	三沢十和田線	9/9～9/10	2	2.4	C	65	58	273	273	0	0	0
三沢市 南町	大町三沢線	9/9～9/10	2	1.8	B	66	59	266	247	0	17	2
むつ市 海老川町	海老川新町線	9/4～9/5	2	1.1	B	65	58	188	186	2	0	0

注1 割合は四捨五入により表示しているため、合計が100%とならない場合がある。

注2 面的評価の対象範囲は原則として道路端 50mの範囲。

注3 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。